

9. 法務研究科

【到達目標】

法曹にふさわしい資質を備えた学生を確保することが目標となる。法曹は、法的な思考はもとより、それを支える幅広い視野からの洞察力や判断力が必要とされ、複雑でありまいたな社会的事実の中から問題を発見し、論理的に整理し、法的な構成を導き、妥当な解決をもたらすことができなければならない。そのような能力を身につけることのできる資質を持った人材を確保するためには、基本的な理解力、論理的整理能力、展開力を持つかどうかをもって入学者を選抜するだけでなく、高度でバランス感覚のある社会的価値判断力や倫理観を備えるかどうかをもって入学者を選抜しなければならない。

入学者選抜においては論理的思考力をもつ基本的な資質を持った人材を選抜するだけでなく、さまざまな社会的背景をもつ数多くの人材が法曹界に参入できるように、法学部出身者だけでなく他学部及び社会人経験者を、3割を超える相当な割合で受け入れ、法曹界に多様な人材を輩出できるようにする。

【現状説明】

学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続きについては、法科大学院の選抜試験は、高度の能力と倫理観を備えた多様な人材を公平に選考するため、法学部出身者だけでなく、他学部出身者及び社会人についても適性試験、学部等の成績、個人調書、社会活動の実績、小論文、面接の結果を総合して行うこととし、学業以外の活動実績や社会人としての活動実績は、個人調書の記載により評価し、小論文では、社会的関心のあり様、論理的思考力、表現力などを問い、面接では、法曹をめざすにいたった動機、勉強意欲、判断力、応用能力を試すこととしている。また、入学試験においては、法学未修者と法学既修者を区別せず、適性試験の結果による受験制限も行っていない。また、具体的な選考方法としては、入学試験を秋季及び春季の2回実施し、それぞれにおいて、第1次選考では、適性試験、書類審査（出身校の成績証明書、個人調書等）、筆記試験（小論文）を実施し、第2次選考では、第1次選考合格者を対象として面接試験を実施し、第1次選考及び第2次選考の結果の総合点により合格者を決定している。

以上については、すべて「アドミッション・ポリシー」として大学院パンフレット及びホームページ上で公表している。

また、入学者選抜方法については、出願資格は「一般入学試験」と同様とし、高度の能力と倫理観を備えた人材を公平に選考するため、法学部出身者だけでなく、他学部出身者及び社会人についても、適性試験の結果、出身校の学部等の成績、個人調書、社会活動の実績、筆記試験（小論文）により第1次選考を行い、第1次選考合格者を対象に行う面接試験による第2次選考の結果により選考している。第2次選考合格者で「法学既修者」認定を希望する者を対象に、法学既修者認定試験を行い、短答式（憲法・民法・刑法）及び論文式（憲法・民法・刑法・民事訴訟法）試験により認定を行っている。また、入学試験の結果により、成績優秀者に奨学金を給付している。

給費生採用者の決定は、秋季及び春季試験の第2次選考の合格発表時に通知しているが、入学試験時に給費生に採用されなかった者についても、既修者認定試験の成績が著しく優秀な場合は、既修者認定結果発表時に給費生として採用されることがある。奨学金は年間100万円で、入学後、前期分と後期分の2回に分けて支給し、法科大学院修了後の返還の義務はない。なお、2年次以降は、学業成績、人物ともに優れ、他の模範となる者を1学年ごとの成績をもとに、各学年10名以内の者を採用し奨学金を給付している。

法務研究科については、様々な大学からの志願者がある。公平な入学者選抜の確保については、特定の団体等からの推薦などの優先枠は設けず、全ての志願者について、適性試

験の結果、提出書類の審査結果、小論文試験の採点結果、面接試験の採点結果の各項目を各100点満点として数値化し、合計点数の最も高い者から順に定員を満たすまで合格者とする方法で選抜している。小論文試験の採点に際しては、受験者の受験番号・氏名が採点者にはわからないように匿名化したうえで採点作業を行っており、また提出書類の審査及び面接試験についても2名の専任教員が審査を担当する体制をとり、担当者による評価の偏りを低減するように努めている。なお、各年度の入学試験における合格者のうち神奈川大学出身者の占める割合は、以下のとおりであり、他大学の出身者に門戸を開放していると言えよう。

| | 2004年度 | 2005年度 | 2006年度 | 2007年度 |
|-----------|----------|----------|----------|------------|
| 合格者数 | 82 | 83 | 73 | 78 |
| 神奈川大学出身者数 | 3(3.66%) | 6(7.23%) | 6(8.22%) | 12(15.38%) |

特に社会人合格者枠などは設けていないが、小論文式試験の出題内容について特定の学問分野を専攻する者に有利にならないよう、また多様な知識・経験を有する者がその知識・経験を生かした答案を書きやすいように配慮している。また、出願書類審査における個人調書の審査及び面接試験においても多様な知識・経験を有することを評価の対象とするようにしている。

法務研究科（法科大学院）の志願者は、開設した2004年度には615名であったが、2008年度には212名と60%以上の減少となっている。制度発足時に想定した新司法試験合格率を下回る実績となったことから、全体的に志願者が減少している。さらに、そもそも法科大学院制度を創設するに至るきっかけとなった司法制度改革の方針転換の可能性が示されており、今後ますます厳しい状況となることが予想される。

法務研究科（法科大学院）の収容定員に対する在籍学生数の比率は100%を若干下回り、2008年度は89%となっているため、著しい欠員が生じる事態にはなっていない。

【 点検・評価 】

法務研究科（法科大学院）の志願者については、現行の入学定員を充足するためには、これ以上の志願者の減少は避けなければならない。また、入学者数は入学定員を若干下回る数で推移しているが、法曹養成、新司法試験への合格という目的が明確であることから、入学者の一定の質の確保が最重要課題となっている。さらに、志願者の増減には、前年の新司法試験の結果が大きく影響していることが明らかである。結果を残すことが一番の募集広報活動と考え、研究科内で進められている教育の充実や体制の整備を優先課題とし、その進捗状況にあわせて、受験生にとって有益な情報を広報していく必要がある。

選考方法については、社会人に対しても他の志願者と同様な試験形式をとっているが、社会人については、成績証明書よりも個人調書に記載された社会での活動実績を重視している。その点について判断の比重の問題と考え、入学試験要項では明示していなかったが、説明責任を果たすべきであり、明示することにする。

法学既修者の認定については、秋季及び春季の入学試験合格者を対象として、秋季及び春季の2回、法学既修者認定試験を実施して、その合格者を法学既修者と認定している。法学既修者認定試験の実施科目は、法学既修者が1年次において履修を免除される1年次配当科目である「公法Ⅰ・Ⅱ」、「民法Ⅰ～Ⅳ」、「刑法総論Ⅰ・Ⅱ」、「刑法各論」、「民事訴訟法Ⅰ」、「司法制度論」の内容に相応する科目である憲法・民法・刑法・民事訴訟法である。このうち憲法・民法・刑法は短答式及び論文式試験、民事訴訟法は論文式試験を実施している。作問及び採点担当者は、各科目を担当する専任教員である。可否の判定は、全

試験科目の総得点及び各試験科目の得点を勘案して、法学既修者として1年次配当の法律基本科目の履修免除に相応しい能力を有しているかを判断して判定している。

また、過去三年以内の旧司法試験短答式試験合格の有無、財団法人日弁連法務研究財団ならびに社団法人商事法務研究会主催「法科大学院既修者試験」の結果を出願書類に添付した者についてはその結果を考慮するものとし、このことは、試験科目、試験方法、試験時間と共に入学試験要項及びホームページで公表している。しかし、筆記試験の総得点、各科目の得点、旧司法試験短答式試験及び「法科大学院既修者試験」の結果が、既修者認定においてどの程度の重みをもっているかについては公表していない。

法務研究科（法科大学院）の収容定員に対する在籍学生数の比率は、法学既修者の学生数の増減による影響も受けるが、一番の課題は入学定員と入学者の質のバランスから見た、入学定員の確保である。新司法試験への合格の可能性が低い層まで受け入れることは、結果的に新司法試験の合格率を引き下げることになるため、司法制度改革の進捗状況も見ながら、適正な入学定員数を検討することも必要になると考えている。

【改善方策】

法学既修者の認定については、法学既修者が履修を免除される1年次配当の法律基本科目全てについて、科目担当の専任教員自身が作成した試験問題による法学既修者認定試験の結果を基礎として、作問者による判定会議によって認定の可否を判定しており、法学部出身であることや旧司法試験短答式試験の合格者であることで自動的に法学既修者と認定するのではなく、1年次配当の法律基本科目の履修免除に相応しい能力を有する者のみを認定し得る適切な認定基準と認定方法によって、公正に認定がなされている。但し、認定基準が事前に客観的に公表されているかについては、筆記試験における総得点及び科目毎の得点が合否の判断において具体的にどのように勘案されるのか、旧司法試験短答式試験及び「法学既修者試験」の結果が、既修者認定においてどの程度の重みをもっているかについて明らかになっていない点で、やや欠けるところがあるとの評価をする余地はある。しかし、1年次配当の法律基本科目の履修免除に相応しい能力の有無を筆記試験の結果のみで見極めるのは難しく、種々の状況を総合的に評価せざるを得ない点を勘案すると、認定基準の現状以上の客観化は、かえって既修者認定の方法を不適切なものにしてしまう危険を伴うと考えられ、その点も勘案すれば、現状のままでも問題はないと考える。

非法学部または社会人出身者の入学者に占める割合を一定水準に維持するため、入学定員に「他学部枠」、「社会人枠」など、一定の優先枠を設けることの可否について、研究科委員会において検討していく。また、社会人に対して、成績証明書よりも個人調書に記載された社会での活動実績を重視していることについて、説明責任の観点から入学試験要項において明示することとしている。

学生収容定員の管理については、進級制の採用の可否と密接な関連をもつ問題であるので、進級制採用の検討と併せて具体的な体制のあり方を研究科委員会で検討し、2008年度中に検討を進める。

現在、大学院学務委員会や法務研究科を含む各研究科委員会において、大学院の充実・活性化に向けた検討が進められており、その検討をまって、学生募集の方法や入学者選抜方法の見直しに着手することを基本とし、改善に向けて具体的な対応を検討する。